

一般社団法人日本デフバレーボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
1	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期基本計画を策定し、HPに公表している。 役職員からも意見を募り中長期計画を策定した。 URL記載 https://www.main.jdva.org/top/wp-content/uploads/2026/10/1、【2026】令和8年度中長期基本計画20261004（JDVA.pdf		1, 令和8年度中長期基本計画 23, 理事会議事録
2	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当協会の運営に必要な専門性を備えた人材の確保に努めている。 (役員改選時に公募を行っている) 役職員からも幅広く意見を募っている。		1, 令和8年度中長期基本計画
3	〔原則1〕組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当協会の自己財源には、会費と主催大会の参加費および企業からの協賛金で賄っている。この協賛金は自主財源の確保という観点から財務の健全性確保にも重要な役割を果たしている。 日本代表活動にはJSCの助成金申請により運営している、その他、クラウドファンディングを行っているが知名度の低さから集金は厳しい状況である。 こうした計画の策定に際しては、関係の役職員から幅広く意見を募っている。 HPにも公表している。 URL記載 https://www.main.jdva.org/top/wp-content/uploads/2026/10/1、【2026】令和8年度中長期基本計画20261004（JDVA.pdf		1, 令和8年度中長期基本計画
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	外部理事及び女性理事の目標割合については、外部理事25%、女性理事40%という数値は役員規定 第11条に明記している。 現在理事は10名（内 外部理事2名で20%、女性4名で40%）。		2, 定款 3, 役員名簿 18, 役員規定
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	一般社団法人のため評議員の設置はない。（対象外）		なし
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	代表チームを中心とした、アスリート委員会を設置している。 年に1回は委員会を開催し、アスリートの要望を吸い上げるように努めている。 日本代表男女チームそれぞれに委員を設置し、多様性を確保している。 理事長又は理事がアスリート委員会のオブザーバー参加し、組織運営へ反映させている		17-1, アスリート委員会規程 34, 委員会名簿 17-3, アスリート委員会（記録）
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	現在の理事は10名で構成している、内、女性4名を配置している。（外部理事は2名） 日本代表経験者、公認スポーツ指導者の有資格者、本業での職種など様々な経験者で構成している、また、理事改選時期にはHPにて広く公募を行っている。 理事会の規模は適正で実効性を確保している。		2, 定款 3, 役員名簿

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明		証憑書類
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員規定にて就任時の年齢制限を設けている。（理事のみ）		18,役員規定
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	役員が連続して就任出来る年数は10年とする旨を役員規程の第10条に定めている。 ア) 当該役員がIFの役職者である場合 イ) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上をはじめとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事業があるとの評価に基づき選任された場合には、理事会の承認を得て、延長を認めることがある。 就任10年を超えている理事2名については、団体運営について知見があること、国際手話を習得し国外の組織（ICSD)に対しても意思疎通が可能であることなど団体運営に欠かせない人材である。但し在任期間の延長は2期（4年）を限度とする。 最長期間に達した者が再び選任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期2期分）を合わせて定めている。		18, 役員規程 3, 役員名簿 23, 理事会議事録
			【例外措置または小規模団体配慮措置】		
10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	団体規模や活動内容において、独立した諮問委員会は設置していない。 広く役員候補者を公募し、公平な立場で適切な人材を理事会で承認している。		2, 定款 18, 役員規程 34, 委員会候補者選考委員名簿 23, 理事会議事録
11	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	協会及び役員が法令を遵守するための規程を設置している。		5, 組織規程 16, リスク管理ガイドライン 18, 役員規程 19, 日本代表行動規範
12	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	定款をはじめ、組織運営に必要な規程を整備している。		2, 定款 5, 組織規程 6, 職務分掌規程 7, 謝金・旅費規程 21,JDVA規定管理規程 22, 令和8年度第17期組織図
13	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	法人業務に関する各種規程を整備している。		2, 定款 5, 組織規程 6, 職務分掌規程 21, JDVA規定管理規程
14	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	謝金・旅費に関しては規程を整備している。 現在、職員はいないので、職員に関する規程はないが、役員に関しては規程を定めている。		7, 謝金・旅費規程 18, 役員規定 25, 役員報酬規程
15	〔原則3〕組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産は助成金による購入品がほとんどであり、JSC規定に従っている。 国費による補助金等の利用に関しては、それぞれの審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。また、定期的に関係省庁等による監査を受けている。		12-1,令和8年度JSC会計処理の手引き】 6, 職務分掌規程 28, 財産管理規定 30, 協賛金に関するフォーマット